

## 専決処分の報告について

### 1 専決処分事項 和解

### 2 和解の相手方

### 3 事案の概要

- (1) 平成 22 年 4 月 18 日午前 1 時頃、加害者は、葛飾区亀有三丁目 18 番地先の歩道上に区が設置したサンバ両さん像の左手マラカス部分を故意に折って損壊した。
- (2) 同月 19 日、区は、亀有警察署に被害届を提出した。
- (3) 同月 21 日、加害者は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道を受け、亀有警察署に出頭した。
- (4) 同月 22 日、区は、サンバ両さん像の制作会社に対して金 36 万 7,500 円にて修繕を依頼した。
- (5) 同月 27 日、制作会社は、サンバ両さん像のマラカス部分のステンレス製芯を太さ 6 ミリメートルのものから 12 ミリメートルのものに変更し、バランスを取るため両手ともマラカス部分を修繕した。
- (6) 同月 28 日、加害者は、弁護士を伴って区を訪れ、謝罪及び賠償の意思を表明した。

### 4 和解の概要

- (1) 加害者は、区に対し、金 36 万 7,500 円を支払う。
- (2) (1)の金員の支払により、区と加害者との間には本件事案に関し、一切の債権債務が存在しないことを確認する。

### 5 専決処分年月日 平成 22 年 6 月 28 日